

契約締結前交付書面 新旧対照表

ページ	新	旧
21	<p>先物・オプション取引及びその委託に関する主要な用語 <u>投資運用予定額・投資可能資金額</u> <u>投資運用予定額又は投資可能資金額とは、「商品先物取引の性質を十分に理解したうえで、損失（手数料を含む）を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額」であり、言わばお客様が商品先物取引において損失として許容できる金額です。</u> <u>したがって、口座開設時における投資運用予定額又は投資可能資金額のご申告にあたりましては、事前に商品先物取引の仕組みやリスクを充分ご理解いただいたうえで、借入金により取引を行ったり、生活資金まで及ぶことのないよう、お客様ご自身の資産状況を踏まえて、損失を被ったとしても生活に支障のない余裕資金の範囲内でご設定ください。</u> <u>プレミアムオンライン取引では、お客様からご申告額を上限として、入金及び出金の差引総額を投資可能資金額から差し引いた額がご入金可能な金額となります。</u> <u>また、建玉可能な取引証拠金の金額は、投資可能資金額から差引損益金通算額（損金）を差し引いた金額までとなります。</u></p> <p>証拠金（しょうこきん） 以下、略</p>	<p>先物・オプション取引及びその委託に関する主要な用語 （新設） 証拠金（しょうこきん） 以下、略</p>
32	<p>① お客様が口座開設をされる際、電磁的方法による書面交付に承諾をいただき、その後、必要な事前交付書面（「<u>注意喚起文書</u>」、「<u>受託契約準</u></p>	<p>① お客様が口座開設をされる際、電磁的方法による書面交付に承諾をいただき、その後、必要な事前交付書面（「<u>受託契約準則</u>」、「<u>契約締結前</u></p>

	<p>則」、「契約締結前交付書面」、「委託者証拠金について」、「取引要綱」、 <u>(削除)</u>、「口座開設の申込にあたり」、「証拠金/手数料一覧」、「特定の電子取引に関する契約約款」、「特定の電子取引に関する運用規定」、「ロスカット制度について」、「両建てについて」、「<u>主務省作成リーフレット (商品先物取引に関する苦情・相談について)</u>」)を当社ホームページより口座開設画面にて確認またはダウンロードして、これらの事前交付書面を熟読していただき、商品先物取引の仕組み、危険性 (リスク)、取引の内容を理解していただきます。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>交付書面」、「委託者証拠金について」、「取引要綱」、「<u>商品グループ一覧</u>」、「口座開設の申込にあたり」、「証拠金/手数料一覧」、「特定の電子取引に関する契約約款」、「特定の電子取引に関する運用規定」、「ロスカット制度について」)を当社ホームページより口座開設画面にて確認またはダウンロードして、これらの事前交付書面を熟読していただき、商品先物取引の仕組み、危険性 (リスク)、取引の内容を理解していただきます。</p> <p>(以下、略)</p>
33	<p>⑤ 審査合格となったお客様には、電子メールにて口座開設審査完了の旨の通知を行うと同時に、取引に必要なログイン ID・パスワードおよびお客様にご登録頂いた内容を記載した「<u>お客様基本情報</u>」を転送不要の本人限定受取郵便等にて口座開設時に登録のあった住所 (本人確認書類の住所) に郵送にて発行いたします。なお、法人のお客様の場合、取引担当者の自宅住所 (本人確認書類の住所) に転送不要の簡易書留にてログイン ID・パスワードおよび「<u>お客様基本情報</u>」を送付いたします。</p>	<p>⑤ 審査合格となったお客様には、電子メールにて口座開設審査完了の旨の通知を行うと同時に、取引に必要なログイン ID・パスワードを転送不要の本人限定受取郵便等にて口座開設時に登録のあった住所 (本人確認の住所) に郵送にて発行いたします。</p>